

「民法等の一部を改正する法律」の施行等に伴う児童相談所運営指針の改正について(概要)

1. 親権喪失、親権停止及び管理権喪失の審判の請求について

次の改正に伴い、制度の趣旨を規定するとともに、下記の運用に必要な事項を規定。

- ① 親権停止制度の新設、親権喪失・管理権喪失の原因の見直し等
- ② 児童相談所長の権限として従来の親権喪失に加え、親権停止・管理権喪失の審判の請求、これらの取消しの請求が追加

(1) 法第28条の規定に基づく施設入所等の措置(28条措置)と親権喪失・停止の関係

- 施設入所等の措置が親権者の意に反する場合には、28条措置又は親権喪失・停止のいずれによっても施設入所等の措置が可能。
- 保護者指導の観点から、28条措置では対応できない場合に親権喪失・停止での対応を原則とするが、事案に応じて適切な方法を選択。

(2) 親権喪失又は親権停止の検討順位と審判請求の検討

- 身上監護権を含め親権を制限する必要がある場合に、親権停止又は親権喪失の審判請求を検討(具体例ア・イ)。
- 保護者指導の観点から、親権停止→親権喪失の順に検討することを原則とするが、事案に応じて適切な方法を選択。
- 将来にわたり親権者の対応や親子関係に改善が見込めず、2年以内に原因が消滅する見込みがない場合は、親権喪失も可能(具体例イ)。

(具体例) ア 親権者が不当な行為や主張を繰り返し、又は繰り返すおそれがあり、児童の安定した監護が損なわれるおそれがある場合
(施設から強引に連れ戻そうと繰り返し試みる場合、医療ネグレクトの場合、保護者指導の勧告に従わない場合)

イ 保護者指導によっても将来にわたり親権者の対応や親子関係に改善が期待できず、家族再統合が見込めない場合
(重度障害を負うなど重度の身体的虐待やネグレクトの場合、重度の性的虐待の場合、親権停止中だが保護者指導に従わない場合)

(3) 管理権喪失の審判請求の検討

- 財産管理権のみを制限する必要があるが、身上監護権を制限する必要がない場合には、管理権喪失の請求を検討。

(具体例) 施設入所中の児童等に多額の財産があるため、親権者が児童等の利益に反して財産を損なうおそれがある場合

(4) 保全処分 of 検討

- 審判までの間に緊急に保護が必要な場合には、審判前の保全処分(親権者の職務執行停止や必要に応じ職務代行者選任)の申立てを検討。
- 特に、医療ネグレクトの事案については、保全処分が必要な場合あり。

(5) 他の請求権者による請求に対する援助

- 子本人が親権喪失等の請求を検討しており、その請求が適当な場合には、できる限り児童相談所長が請求。
- 子本人による請求の場合も、子本人の求めに応じ協力。

(6) 取消請求

- 家庭復帰を行うなど措置の解除等を行う場合などには、親権喪失等審判の取消しの請求。

(7) その他親権喪失等の審判請求及び保全処分の手続に関する事項

2. 未成年後見人の選任請求について

法人又は複数の未成年後見人の選任が可能となることに伴い、制度の趣旨を規定するとともに、下記の運用に必要な事項を規定。

(1) 未成年後見人の選任の検討

ア 未成年後見人の選任の検討が想定される具体的な事例の例示

- (ア) 措置解除後、独立して生計を立てる場合に、未成年後見人による親権の行使が必要となる場合
- (イ) 施設入所等中の児童等の多額の財産管理や法律上の手続を行うために親権代行ではなく、未成年後見人の選任が必要な場合など、里親、施設等において児童等の安定した監護のために未成年後見人の選任が必要と考えられる場合
- (ウ) 医療ネグレクトの事案において親権喪失等の審判が合った場合に、継続的な治療を行うために未成年後見人の選任が必要と考えられる場合

イ 未成年後見人の選任が必要となる具体的な事例の例示

養子縁組や多額の相続財産の分割協議など法律上の手続、多額の財産の管理のために未成年後見人の選任が必要である場合

(2) 未成年後見人に法人を選任する場合の例示

児童等が入所していた児童養護施設を運営する社会福祉法人、児童の権利擁護の活動を行う法人等

(3) 複数の未成年後見人が選任される場合

- 複数の未成年後見人が選任された場合は、共同して権限行使。家庭裁判所は一部の未成年後見人について、財産管理権に関し、役割分担を定めることが可能(財産管理権のみの行使、単独行使の定め、事務分掌の定め、の活用例)。

弁護士等の専門職と親族を後見人に選任。専門職後見人は財産管理権のみ。→ 専門職後見人が主要な財産の管理。親族後見人がその他の財産管理。

(4) 未成年後見人の選任後の対応

- 児童相談所は、未成年後見人に相談、助言等の必要な援助を行う。不適切な権限行使の察知時は、家庭裁判所へ連絡する等適切に対応。

(5) その他未成年後見人選任の申立ての手続に関する事項

3. 2か月を超える親権者等の意に反する一時保護の継続に係る手続について

2か月超の一時保護の継続が親権者等(親権者又は未成年後見人)の意に反する場合に、原則、2か月ごとに都道府県児童福祉審議会の意見聴取が義務づけられることに伴い、制度の趣旨を規定するとともに、下記の運用に必要な事項を規定。

(1) 2か月を超えての一時保護の継続

- 一時保護開始時に、2か月を超えての一時保護の手続について保護者に説明。
- 一時保護を不必要に継続すべきではないことを明記。

(2) 親権者等の意向の確認方法

- 親権者等の意向確認は書面で行うのが望ましいが、行方不明など確認不能な場合等もあるため、説明状況、意向等について記録。

(3) 児童福祉審議会の意見の聴取方法

- 2か月经過前の意見聴取が原則だが、直前の同意撤回等で2か月以内に意見聴取できない場合は、撤回後速やかに意見聴取。
- 持ち回りの方法等児童福祉審議会の運営方法については、会議の場で確認。ただし、2回目以降の継続は、重点的な議論が望ましい。

4. 一時保護中の児童に関する児童相談所長による監護について

次の制度改正に伴い、制度の趣旨を規定するとともに、下記の運用に必要な事項を規定。

- ① 親権者等のない一時保護中の児童について、児童相談所長が親権代行。
- ② 親権者等のある一時保護中の児童についても、児童相談所長による監護措置（監護、教育及び懲戒に関し、児童の福祉のため必要な措置）が可能。親権者等による児童相談所長の監護措置を不当に妨げる行為の禁止。
- ③ 児童の生命・身体の安全確保のため緊急に必要なときは、親権者等の意に反しても、児童相談所長による監護措置が可能。

(1) 一時保護開始時の児童や保護者への説明

- 一時保護開始時に児童や保護者に対し、一時保護中の監護措置に関する事項等について説明。

(2) 親権者等のない児童に関する児童相談所長による親権代行

（親権代行が必要な場合の例） 児童の財産管理が必要な場合、医療行為への同意が必要な場合、予防接種への同意が必要な場合等

(3) 親権者等のある児童に関する児童相談所長の監護措置と、親権者等による不当な妨げの禁止

- 親権者等から監護措置を不当に妨げる行為があった場合には、当該行為にかかわらず、必要な監護措置が可能。

(4) 生命・身体の安全確保のための緊急措置

- 緊急に医療が必要だが、親権者等の意向把握ができない場合、同意しない場合に、児童相談所長の判断で必要な医療が可能。
- 緊急時以外は親権者等の意に反した措置をとることができないという趣旨ではない。（(3)参照。）

5. 里親等委託中又は施設入所中の児童等に関する監護について

次の制度改正に伴い、制度の趣旨を規定するとともに、以下の運用に必要な事項を規定。

- ① 親権者等のない里親委託中の児童について、児童相談所長が親権代行。
- ② 親権者等による里親・施設長等の監護措置を不当に妨げる行為の禁止。
- ③ 児童等の生命・身体の安全確保のため緊急に必要なときは、親権者等の意に反しても監護措置が可能。都道府県等に事後報告。

(1) 措置開始時の児童や保護者への説明

- 措置開始時に児童や保護者に対し、里親等委託中又は施設入所中の監護措置に関する事項等について説明。

(2) 親権者等のある児童等に関する里親・施設長等の監護措置と、親権者等による不当な妨げの禁止

- 親権者等から監護措置を不当に妨げる行為があった場合には、当該行為にかかわらず、必要な監護措置が可能。
- 里親・施設長等が不当な妨げに関する判断に迷う場合、児童相談所が相談に応じる。必要に応じ児童福祉審議会に意見聴取し助言・指導。
- 里親・施設長等の監護措置と、親権者等の意向が対立する場合には、児童相談所が調整。必要に応じ児童福祉審議会に意見聴取。

(3) 生命・身体の安全確保のための緊急措置

- 緊急に医療が必要だが親権者等の意向把握ができない場合、同意しない場合に、里親・施設長等の判断で必要な医療が可能。
- 緊急時以外は親権者等の意に反した措置をとることができないという趣旨ではない。（(2)参照。）

(4) 緊急措置に係る都道府県等(児童相談所)への報告

- 緊急措置に係る報告は、親権者の意に沿った緊急措置でも必要。報告を受けた児童相談所は、必要に応じ里親・施設長に対し助言、指導等。

6. 児童福祉法第28条に基づく承認の審判の運用方法について

専門委員会報告書を踏まえ、児童福祉法第28条に基づく承認の審判(以下「28条審判」という。)において家庭裁判所から都道府県知事に保護者指導の勧告を行う場合等の運用を見直し。

(1) 家庭裁判所から都道府県への指導勧告

- 従来から家庭裁判所は、28条審判の際、保護者指導措置を採るべき旨を都道府県等に勧告し、指導勧告書の写しを保護者に送付することが可能。
- 児童相談所が、指導勧告書の写しの送付が保護者指導に効果的であると判断する場合には、家庭裁判所に対し指導勧告を求める旨の上申書を提出。

(2) 指導勧告を求めるケース

保護者の行為が児童の福祉を害していることを保護者に認識させるために客観的な立場からの指摘が有効であると考えられる場合を想定。

ア 保護者が虐待を認めず、児童相談所による指導が進まない事例

イ 保護者がしつげと称して自らの暴力の原因が児童にあると主張する事例

ウ 保護者の虐待の結果として児童が深夜はいかい、家出等を繰り返している場合であって保護者に虐待に対する認識を改めさせる必要がある事例

(3) 指導勧告を求める上申書の留意点

- 上申書の記載内容については、親権者が指導勧告書に基づいて不当な主張(児童にとり望ましくない面会の要求)を行うなど保護者指導に悪影響を与える内容が指導勧告書に記載されることのないよう留意。

(4) 指導勧告を受けての対応

- 指導勧告が行われた場合は、これを踏まえ、都道府県知事による保護者への勧告など実効性のある保護者指導を実施。

(5) 家庭裁判所との連携

- 家庭裁判所と連携を図り、各種申立て等に関するノウハウを蓄積。

(6) その他28条審判の手續に関する事項

7. 未成年者への親権者等の不当な介入への対応について

専門委員会報告書を踏まえ、未成年者への親権者等の不当な介入に対する対応方法を規定。

(1) 未成年者への支援

- 18歳以上の未成年者に対しても民法上の親権喪失等審判請求や未成年後見人選任請求等の相談の過程で適切な支援を実施。

(2) 保護者の不当な介入に対する対応

- 未成年者への面談強要等の禁止を求めるため、裁判所に民事上の差止請求又は民事保全法に基づく保全処分の申立てが可能なことから、弁護士等への相談を助言する等の相談支援。
- 保護者によるつきまとい等の場合には、ストーカー規制法や他の刑罰法令に抵触する可能性。必要に応じて警察への相談を助言する等の相談支援。